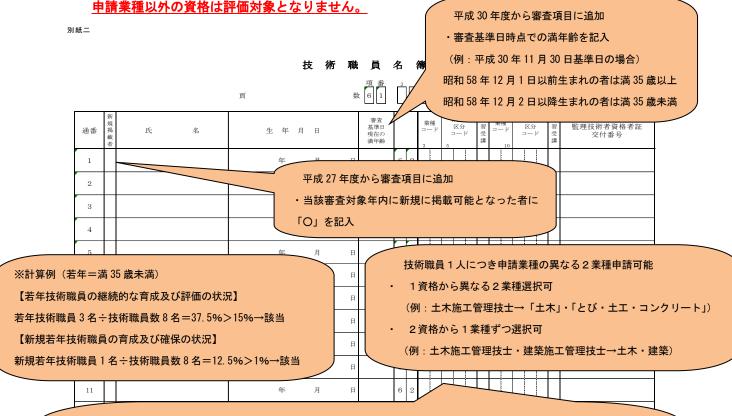
〇 技術職員名簿

申請書類に添付している記載要領を参考に作成してください。(※申請業種の3業種申請できる場合あり。) 様式及び記載要領の入手先については18ページをご覧ください。



監理技術者講習受講の要件(「講習受講」欄)

18

申請する業種について、次の1から3の要件を全て満たす場合は「1」をそれ以外の場合は「2」を記入

- 1 法第 15 条第 2 号イに該当する者であること (1 級国家資格者) ※P28~30 の 5 点に該当する資格のみ
- 2 監理技術者資格者証の交付を受けていること(審査基準日時点で有効であること)
- 3 法第26条の4から6の規定による講習を、当該経営事項審査申請における審査基準日から遡っての直前5年以内に受講 していること

日 6 2

- 技術職員名簿に記入された人数と、経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の項番 1 9 「技術職員数」は一致します。
- 〇 この技術職員は、建設業法第7条第2号イ、口若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当するする者又は規則第18条の3第2項 第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者(基幹技能者)であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、 雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの(法人の場合は常勤役員、個人の場合は事業主を含む。)をいい、労務者(常用労務者を含む。)又はこれに準ずる者を除き、建設業に従事する者に限られます。
- 監査役は、会社法上、取締役や使用人等を兼ねることができないため、技術職員に記載することはできません。
- 雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度の適用を受けているもの(65歳以下の者に限る)については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなします。この場合、継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿(国交省通知様式第3号)を併せて提出してください。様式は82ページをご覧ください。
- 〇 記載順序は任意ですが、「在籍確認書類」と速やかに突合できるようにしてください。技術職員数が 31 名以上又は営業所数が 3 か所以上の場合は、可能な限りアからオの順(もしくは標準報酬決定通知書の順)に記載してください。
 - ア 技術職員である経営業務の管理責任者(技術職員でない場合は記入不要)
 - イ 専任技術者 (建設業許可を持つ業種、営業所全て) ウ 国家資格者 エ 基幹技能者 オ 実務経験者
- 審査基準日以降に取得した資格、審査基準日以前に取得していたが建設業許可申請で国家資格登録していない資格は記入できません。
- 専任要件以外の免状を保有する専任技術者は、その資格についても有資格区分コードを記入することができます。
- 受審業種以外の資格は記入できません。